

# News Letter

## 知的財産センター活動報告

### ご報告 「知財ビジネスマッチングフェア2008」に出展しました！



去る11月26日(水)・27日(木)の2日間、インテックス大阪におきまして、特許庁・近畿経済産業局・近畿知財戦略本部主催の「知財ビジネスマッチングフェア2008」が開催されました。

本学からは、理工学部 電子情報学科 木村 睦 教授により「薄膜トランジスタの新規応用」と題して出展いただきました。

薄膜トランジスタ(TFT)は、液晶テレビや携帯電話などの液晶ディスプレイ(LCD)の駆動素子として用いられていますが、近年、TFTの特徴を生かしたLCD以外への応用(血糖値を測るグルコースセンサ、磁場を測るセンサ、人工知能に利用可能なニューラルネットワークなど)について、大きな期待が集まっています。

本フェアでの本学ブースにも、たくさんの方が研究内容に関する質問に訪れたことから、木村教授の研究テーマに対する注目度の高さが伺えます。

2日間の総来場者数は、昨年の2倍近い9,000人を超え、イベントは盛況のうちに終わりました。来年度以降も龍谷大学の研究成果の発信のため、積極的にイベントへの出展活動等に取り組んでいきます。

京都新聞 2008年11月27日(木)朝刊



#### 知的財産活用探る

大阪・京滋の大学、企業出展

特許庁主催の「知財ビジネスマッチングフェア2008」が、26日(水)と27日(木)の2日間、大阪・インテックス大阪で開かれた。近畿経済産業局、近畿知財戦略本部も主催する。本学からは、理工学部電子情報学科の木村睦教授が「薄膜トランジスタの新規応用」と題して出展した。木村教授は、薄膜トランジスタ(TFT)は、液晶テレビや携帯電話などの液晶ディスプレイ(LCD)の駆動素子として用いられていますが、近年、TFTの特徴を生かしたLCD以外への応用(血糖値を測るグルコースセンサ、磁場を測るセンサ、人工知能に利用可能なニューラルネットワークなど)について、大きな期待が集まっています。本学からは、木村睦教授が「薄膜トランジスタの新規応用」と題して出展した。木村教授は、薄膜トランジスタ(TFT)は、液晶テレビや携帯電話などの液晶ディスプレイ(LCD)の駆動素子として用いられていますが、近年、TFTの特徴を生かしたLCD以外への応用(血糖値を測るグルコースセンサ、磁場を測るセンサ、人工知能に利用可能なニューラルネットワークなど)について、大きな期待が集まっています。

### ご報告 「2008年度知的財産セミナー」を開催しました！



会場の様子

去る11月5日(水)、RECホールにおきまして、特許庁・近畿経済産業局主催の「知的財産セミナー」を開催いたしました。今年度のテーマは「コンピュータソフトウェア及びデジタルコンテンツに関する法的保護の現状」と題して、講師の森脇特許事務所 所長 森脇 正志 氏より、特に特許法や著作権法の違いに注目しながら、コンピュータソフトウェア関連発明やデジタルコンテンツの法的保護についてご講演いただきました。

最近のコンピュータ技術の発展が背景となり、身近な問題であることから、当日は、理工学部の学生や先生方など71名の参加がありました。



ご講演中の森脇氏

### ご報告 2008年度特許出願状況

2008年10月以降の単独出願は以下のとおりです。この他に共同出願が7件出願されています。なお、2008年度の特許出願は合計16件でした。(2009年3月31日現在)

	発明の名称	発明者	出願日
1	フロー電解セル及びそれを用いた濃度定量装置、濃度定量方法(優先権主張)	理工学部 糟野 潤	2009.01.08

## お知らせ 2009年度知的財産セミナーを開催します(6月、11月)

次年度も、特許庁および近畿経済産業局のご協力をいただき、知的財産セミナーを開催いたします。  
次年度は、文系学部生向けと理系学部生向けの2回開催を予定しております。  
ご関心のある方は、是非ご参加ください。

### 文系学部生向け

日時：6月頃  
対象：本学学生および教職員等  
場所：深草キャンパス

### 理系学部生向け

日時：11月頃  
対象：本学学生および教職員等  
場所：瀬田キャンパス

**参加無料**

※詳しく決まり次第、知的財産センターホームページ (<http://chizai.seta.ryukoku.ac.jp/>) や学内掲示にて  
広報していきます。

## 知財トピックス(第3回)「不正競争防止法ってどんな法律？」

最近、食品の産地偽装の問題が数多く報道されています。異物を混入させながら牛挽肉として販売した事件、中国や台湾産のうなぎを国内産と偽って販売した事件、中国産の事故米を食料用に転売した事件など、枚挙に暇がないほどです。

これらの事件が報道されるとき、捜査や起訴の理由が不正競争防止法違反であることに気づかれた方も多いと思います。不正競争防止法とは、一体どんな法律なのでしょうか？

産業財産権保護に関する最初の国際条約として、「工業所有権の保護に関するパリ条約」があり、現在では世界の173国が加盟しています。パリ条約では、保護対象となる産業財産権を、「特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名及び不正競争の防止」と規定しています(パリ条約第1条)。

パリ条約は1883年にパリで調印され、1884年に11カ国が批准して、条約としての効力が生じました。欧米の先進国に追いつくことに注力していた日本は、早くも1899年にパリ条約に加入して、産業財産権を保護する姿勢を明確にしました。この時点で、特許、実用新案、意匠、商標、商号に関する法律は、一応出来上がっていました。注) サービス・マーク保護は、1991年の商標法改正により、明定されました。

パリ条約は、ほぼ10年に1回のペースで改正されていますが、1925年のヘーグ改正条約で、不正競争の防止に関する条項が新設されました。新設された第10条の2において、「各同盟国は、同盟国の国民を不正競争から有効に保護する」旨が規定されました。また、禁止される不正競争行為の3パターンが条約に明記されました。

当時の日本に不正競争を禁止する法律はなく、ヘーグ改正条約を批准するために、1934年に、最初の「不正競争防止法」(以下、「不競法」)が制定されました。その後、1993年(平成5年)に抜本改正された後、数次に亘る改正を経て、現在の不競法に至っています。

それでは、不競法で禁止されている不正競争とは、どんなものでしょうか？ 現行の不競法では、第2条に15種類の不正競争行為が列挙されています。1993年の改正以後、コンピュータ技術、IT技術の進展に伴い、プロテクトを外してソフトウェアを不正コピーする行為、ドメイン名を不正取得する行為などが追加されています。

冒頭の産地偽装が不競法違反となる根拠は、第2条1項に列挙されている違反行為の中で、「誤認惹起行為」(13号)という類型になります。商品の原産地を誤認させる行為の典型例が、外国産うなぎを国内産と偽装した事件であり、品質、内容、製造方法を誤認させる行為が、牛挽肉事件や事故米事件になります。

「誤認惹起行為」に関しては、違反行為の差止と損害賠償を請求することができます。さらに、2005年の改正で罰則が強化されて、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金という量刑が規定されています。上述の牛挽肉事件(ミートホープ事件)で、懲役4年の実刑判決があったことを記憶されている方もあると思います。

不競法では、他人の周知の商品等表示を使用して誤認を起こさせる行為や他人の著名な商品等表示等を無断使用する行為を典型的な不正競争行為と規定しており、これらの規定を巡る係争は後を絶ちません。また、経済活動のグローバル化に伴い、在職中に得た秘密情報を海外に持ち出して不正使用する行為、外国公務員に国外で賄賂を贈る行為も、刑事罰の対象になっています。

他の産業財産権法と同様に、不競法も経済活動を中心とする社会の変化に伴って、見直しが行われており、今後も違反行為の追加があるものと思われます。規制と違反とのいたちごっこの感があります。

知財コーディネーター 櫻井 雄三